

(37) 専門委員会組織規程

- 第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づき、会務遂行のため強化本部および以下に掲げる各専門委員会を設置する。なお、定款第4条に掲げる事業遂行のため、新に設けられた場合あるいは廃止することになった場合には、その都度追加または削除するものとする。また、強化本部関連事項については別途定めるものとする。
- ① 競技者育成委員会
 - ② 広報委員会
 - ③ ルール・審判委員会
 - ④ アスリート委員会
 - ⑤ 組合せ委員会
 - ⑥ 段級制委員会
 - ⑦ クラブ委員会
 - ⑧ レディース委員会
 - ⑨ マスターズ・ラージボール委員会
 - ⑩ スポーツ医・科学委員会
 - ⑪ 中学生普及委員会
 - ⑫ アンチ・ドーピング委員会
 - ⑬ 登録推進委員会
 - ⑭ 環境委員会
 - ⑮ ホープス委員会
 - ⑯ 用具委員会
 - ⑰ 指導者養成委員会
 - ⑱ ガバナンス（統括）委員会
- 第2条 各専門委員会（以下委員会という）は、会長ならびに理事会の諮問に応じ、所掌する専門事項に関し、調査・研究・企画立案・審理する。
- 第3条 委員会は次の委員をもって構成する。
- 1) 委員長 1名
 - 2) 副委員長および委員 若干名
- （但し、委員とは別にアドバイザーを置くことができる。）
- 第4条 委員会を統括する専門部を理事会が設置することができる。部長には理事会の推挙により会長が理事の中よりこれを指名する。
- 第5条 委員会の委員長、副委員長および委員は、理事から会長が指名する者および本会会員または会員外の学識経験者の中から、理事会の推挙により、会長が委嘱する。
- 第6条 委員会の委員の任期は2か年とし、再任は妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その任期満了後でも、次期専門委員会組織正式発足時までその職務を担うものとする。

- 第7条 委員長は、その所管事項を総括処理する。
- 第8条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第9条 委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する所掌の調査・研究・企画立案専門業務に従事する。
- 第10条 委員会は、委員長が必要と認めるときまたは委員総数の1/3以上の要求があった場合等において、委員長がこれを招集する。
- 第11条 委員長は、委員会を開催した場合は、その議事要録を作成保管するとともに、年度末にその結果を理事会に報告しなければならない。
- 第12条 各委員会において所掌する業務執行上の手続規定、細則、基準要綱等については、それぞれの「委員会規程」においてこれを定めるものとする。
- 第13条 各委員は、委員会を通じて得られた検討中の内容を外部に漏らしてはならない。
- 第14条 委員会活動に伴う講師招聘などに対する謝礼金は、次の各項目に従って支給されるものとする。ただし、それ以外に特別な謝礼金を支給する場合には、専務理事の承認を得なくてはならない。
- 1) 講師・指導者への謝礼金
 - ① 1時間以上の講義・指導に対して、3万円
 - ② 1時間未満の講義・指導に対して、2万円
- 第15条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。
- 附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。
 - 3 この規程は平成27年3月14日に一部改訂、平成27年3月14日より施行する。
 - 4 この規程は平成30年3月10日に一部改訂、平成30年4月1日より施行する。
 - 5 この規程は平成30年9月22日に一部改訂、平成30年9月22日より施行する。（委員会名称変更）